

令和3年度蓮田市障がい者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり調達方針を策定する。

2 調達の対象となる障がい者就労施設等

本市において調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所エ障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第122号）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

3 調達する物品等

(1) 物品等

・印刷物等の購入等。

・クッキーなどの食品の購入、手作り製作品の購入等

・敷地・公園・建物等の清掃、除草業務等

(2) その他

上記以外に調達可能なもの

4 調達方針の推進

蓮田市契約規則（昭和39年7月1日規則第13号）第13条に定める

額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、可能な限り県内の調達の対象となる障がい者就労施設等から物品等を調達するように努めるものとする。

5 調達目標

令和3年度の調達達成目標は、次のとおりとする。

調達の目標額40万円

6 調達方針及び調達実績の公表

(1)本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。

(2)本方針の調達実績については、毎年度終了後、概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

7 その他

物品等の調達のほか、イベントや市役所庁舎内等での物品販売等のスペースの確保など、販売の機会確保にも努める。